

5月 自転車安全利用推進期間



サイクルマスターとは？

京都府内の小学生40人が「サイクルマスター」として自転車の安全利用の推進のため活動しています。サイクルマスターが出演する自転車の交通事故防止に関する広報動画を、ぜひ、ご覧ください。



ここからチェック!



● 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

自転車保険 & 点検・整備

京都府内で自転車を利用する場合は、**自転車保険への加入が義務**付けられています！

万が一の事故の備えとして、自分や家族が**自転車保険へ加入しているか確認**しましょう。



寺田交番ミニ広報紙5月号



城陽警察署
53-0110
寺田交番
53-3323

ちかん・盗撮 ZERO

～あなたができることは、ゼロじゃない～

通勤・通学時間帯を中心に、混雑する電車内や駅構内で痴漢や盗撮といった犯罪が発生しています。

あなたの周りに**痴漢・盗撮の被害に悩んでいる人**がいるかもしれません。



駅や電車内で痴漢や盗撮の被害に遭ったときや被害を見たときは
京都府警察鉄道警察隊 レディース相談窓口
TEL 075-682-0913 まで



「痴漢ヘルプカード」
「110番通報マニュアル」
「痴漢目撃時の対応マニュアル」
がダウンロードできます！

あなたを狙う 悪質商法の手口



「不要な物はありませんか。」
このような言葉には要注意！

○訪問購入(押し買い)商法

高齢者等の自宅へ電話を掛け、「何でも買います。」等と約束をし、訪問した際に、金属等を強引に買い取る手口を言います。

・警察の相談窓口
悪質商法110番
(075-451-9449)

